

航空災害対策関連用語解説

【防災・危機管理統括本部、消防局】

1 航空交通管制区	地表又は水面から 200 メートル以上の高さの空域であって、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。
2 航空交通管制圏	航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定する飛行場周辺の空域をいう。ここにおいては、離着陸する航空機に対し、主として飛行場管制が行われ、航空機の安全確保が図られており、通常、飛行場の標点から半径9キロメートルの円形区域で、上限高度は飛行場によって異なるが概ね 900 メートル以下のものが多い。
3 計器飛行方式 (I F R)	管制機関から飛行高度、経路等の許可を得て出発し、常時管制機関の指示に従い、航空路等を経由して目的の飛行場に進入及び着陸を行う飛行方式をいう。
4 有視界飛行方式 (V F R)	計器飛行方式 (I F R) 以外の飛行方式で、パイロット (機長) の判断で飛行高度、経路を選んで飛行する方式をいう。ただし、航空交通管制区または航空交通管制圏内を飛行するときは、管制機関の指示に従わなければならない。
5 最低安全高度	(1) 有視界飛行方式 (V F R) では、飛行中発動機のみが停止した場合に、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸出来る高度又は次の高度よりも、いずれか高い高度をいう。(図 1 参照) ア 人又は家屋の密集している地域の上空では、当該機体を中心に半径 600 メートル以内にある最も高い障害物の上端から 300 メートルの高度 イ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空では、地上又は水上の人又は物件から 150 メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度 ウ 上記ア・イに規定する地域以外の地域の上空では、地表面又は水面から 150 メートル以上の高度 (2) 計器飛行方式 (I F R) により飛行する航空機にあっては、告示で定める高度

図 1 有視界飛行方式 (V F R) 時、航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) で定められている高度

